

定期事業者検査報告書

(定期事業者検査開始時)

原管発官 R3 第 37 号

令和 3 年 4 月 2 8 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小 早 川 智 明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 1 6 第 3 項の規定により次のとおり定期事業者検査について報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	名 称 東京電力ホールディングス株式会社 住 所 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号 代表者の氏名 小早川 智明
発電用原子炉を設置した工場又は 事業所の名称及び所在地	名 称 福島第二原子力発電所 所在地 福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作 1 2
検査に係る発電用原子炉施設の 種類及び施設番号	第 3 号機 当該発電用原子炉施設の種類は、別紙 - 1 のとおり
検査の実績又は予定の概要	予定 自 令和 3 年 6 月 1 日 至 令和 3 年 1 1 月 2 6 日 検査の計画及び実績については、別紙 - 2 のとおり

別紙－1 当該発電用原子炉施設の種類

発電用原子炉施設の 種類及び施設番号	第3号機	原子炉本体
	〃	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
	〃	放射性廃棄物の廃棄施設
	〃	放射線管理施設
	〃	原子炉格納施設
	〃	その他原子炉の附属施設
	〃	その他主要施設

別紙ー２ 定期事業者検査の計画及び実績

(1/2)

定期事業者検査名	今回の計画及び実績		備考
	※1	※2	
建物外観検査	—	○	
燃料取替機機能確認検査	—	—	
原子炉建屋クレーン機能確認検査	—	○	
キャスク除染装置外観検査	—	—	
新燃料貯蔵施設外観検査	—	—	
使用済燃料プール外観検査	—	○	
使用済燃料貯蔵ラック外観検査	—	○	
監視機能確認検査	—	○	
燃料プール冷却浄化系運転機能検査	—	○	
復水貯蔵タンク外観検査	—	○	
排気筒外観検査	—	○	
廃棄物処理設備の貯蔵能力確認検査(その1)	—	○	
廃棄物処理設備の貯蔵能力確認検査(その2)	—	○	
高電導度廃液系濃縮器運転性能検査	—	○	
減容装置運転状態確認検査	—	○	
プラスチック固化装置運転状態確認検査	—	○	
雑固体廃棄物焼却設備機能検査	—	○	
出入管理関係設備機能確認検査	—	○	
エリア放射線モニタリング設備機能確認検査(その1)	—	○	
エリア放射線モニタリング設備機能確認検査(その2)	—	○	
放射線計測器の較正設備機能確認検査	—	○	
プロセス放射線モニタリング設備機能確認検査(その1)	—	○	
プロセス放射線モニタリング設備機能確認検査(その2)	—	○	
換気空調系運転状態確認検査(その1)	—	○	
換気空調系運転状態確認検査(その2)	—	○	
換気空調系運転状態確認検査(その3)	—	○	
ディーゼル発電機運転性能検査	—	○	
蓄電池運転性能検査	—	○	
消火装置機能確認検査	—	○	
原子炉補機冷却系運転状態確認検査(その1)	—	○	

原子炉補機冷却系運転状態確認検査(その2)	—	○	
非常用照明機能確認検査	—	○	

今回の定期事業者検査計画及び実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし)

※1：先行実施検査（令和2年4月1日以降当該検査開始までに実施した検査）

※2：当該検査開始～当該検査終了までの期間

添 付 書 類

- 添付書類一 定期事業者検査の計画
- 添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標
- 添付書類三 施設管理の実施に関する計画
- 添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）
- 添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二、三、四）からの変更内容
- 添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二及び三）についての評価結果（保全の有効性評価の結果に関する説明書）
- 添付書類七 定期事業者検査の判定方法（一定の期間に限る）を変更した場合の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十六条第三項各号の事項について

添付書類一 定期事業者検査の計画

福島第二原子力発電所

第3号機

第1回 定期事業者検査計画書

目 次

1. 定期事業者検査の計画工程	1
-----------------	---

別紙 定期事業者検査工程表

1. 定期事業者検査の計画工程

定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第55条第1項の時期に行う定期事業者検査）については，次の期間で実施する。

(1) 定期事業者検査の工程

自 令和 3年 6月 1日
至 令和 3年 11月 26日

(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

(3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査の項目

本文（別紙－2）に記載

(4) 前回の定期事業者検査からの変更点

なし

別紙

定期事業者検査工程表

年		月		令和3(2021)年10月																												令和3(2021)年11月																																																							
日		日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26																											
曜		日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金																																		
主要工程																																																												定期事業者検査終了日																											
定期事業者検査項目		今回計画																																																																																					
1	建物外観検査	有																																																										○																											
2	燃料取替機能確認検査	無																																																																																					
3	原子炉建屋クレーン機能確認検査	有																																																																																					
4	キャスク除染装置外観検査	無																																																																																					
5	新燃料貯蔵施設外観検査	無																																																																																					
6	使用済燃料プール外観検査	有																																																																																					
7	使用済燃料貯蔵ラック外観検査	有																																																																																					
8	監視機能確認検査	有																																																																																					
9	燃料プール冷却浄化系運転機能検査	有																																																																																					
10	復水貯蔵タンク外観検査	有																																																																																					
11	排気筒外観検査	有																														○																																																							
12	廃棄物処理設備の貯蔵能力確認検査(その1)	有																																																																																					
13	廃棄物処理設備の貯蔵能力確認検査(その2)	有																																																																																					
14	高電導度廃液系濃縮器運転性能検査	有																																																																																					
15	減容装置運転状態確認検査	有																																																																																					
16	プラスチック固化装置運転状態確認検査	有																																																																																					
17	雑固体廃棄物焼却設備機能検査	有																																																																																					
18	出入管理関係設備機能確認検査	有																																																																																					
19	エリア放射線モニタリング設備機能確認検査(その1)	有																																																																																					
20	エリア放射線モニタリング設備機能確認検査(その2)	有																																																																																					
21	放射線計測器の校正設備機能確認検査	有																																																																																					
22	プロセス放射線モニタリング設備機能確認検査(その1)	有																																																																																					
23	プロセス放射線モニタリング設備機能確認検査(その2)	有																																																																																					
24	換気空調系運転状態確認検査(その1)	有																																																																																					
25	換気空調系運転状態確認検査(その2)	有																																																																																					
26	換気空調系運転状態確認検査(その3)	有																																																																																					
27	ディーゼル発電機運転性能検査	有																																																																																					
28	蓄電池運転性能検査	有																																																																																					
29	消火装置機能確認検査	有																																																																																					
30	原子炉補機冷却系運転状態確認検査(その1)	有																																																																																					
31	原子炉補機冷却系運転状態確認検査(その2)	有																																																																																					
32	非常用照明機能確認検査	有																																																																																					

添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

福島第二原子力発電所

第3号機

保全活動管理指標

目 次

1. 保全活動管理指標	1
-------------	---

別紙 保全活動管理指標

1. 保全活動管理指標

保全の有効性を監視，評価するために，保全重要性を踏まえ「系統レベル」の保全活動管理指標及びその目標値を別紙のとおり設定する。

保全活動管理指標

1. 系統レベル

系統名	要求機能	予防可能故障回数 目標値	備考
F15 燃料取替機器	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2) [燃料取扱機能]	<2 回/サイクル	
F16 燃料貯蔵設備	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接 続されていないものであって放射性物 質を貯蔵する機能(PS-2)[-]	<2 回/サイクル	
F31 プールラ付	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接 続されていないものであって放射性物 質を貯蔵する機能(PS-2)[-]	<2 回/サイクル	
G41 燃料プール冷却 浄化系	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接 続されていないものであって放射性物 質を貯蔵する機能の間接関連系 (PS-3)[燃料プール水冷却機能]	<2 回/サイクル	
G41 燃料プール冷却 浄化系	放射性物質放出の防止機能(MS-2) [燃料プール水流出防止機能]	<2 回/サイクル	
U31 クレーン及びホスト	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2) [燃料取扱機能]	<2 回/サイクル	
U43 消火系	(ノンクラス)[代替注水機能(AM 対策)]	<2 回/サイクル	

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

福島第二原子力発電所
第3号機
保全計画

目 次

I. 施設管理の実施に関する始期（定期事業者検査の開始する日をいう） 及び期間	1
II. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期	1
1. 工事の計画	1
III. 発電用原子炉施設の点検，検査等の方法，実施頻度及び時期	1
1. 点検計画	1
IV. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の 確保のための措置	2

別紙 福島第二原子力発電所第3号機 点検計画
(第1保全サイクル)

I. 施設管理の実施に関する始期（定期事業者検査の開始する日をいう）及び期間

本保全計画の適用期間は、第1回定期事業者検査開始日から第2回定期事業者検査開始日の前日までの期間（第1回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間）とし、以降、この期間を第1保全サイクルという。但し、この期間内に第2回定期事業者検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。

II. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

1. 工事の計画

なし

III. 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

福島第二原子力発電所第3号機 第1保全サイクルの保全計画について、以下のとおり策定した。

1. 点検計画

保全サイクル中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「施設管理基本マニュアル」に従い策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検計画を別紙に記載する。

なお、付帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「重要度分類・保全方式策定マニュアル」「原子力発電所建築設備点検マニュアル」に規定している。

点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

- ・保全活動管理指標の監視結果
- ・保全データの推移及び経年劣化等の長期的な傾向監視の実績
- ・トラブルなど運転経験
- ・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- ・リスク情報、科学的知見

IV. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

定期事業者検査は保安規定に定める制限を遵守して実施する。なお、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等の計画はない。

福島第二原子力発電所
第3号機
点検計画
(第1保全サイクル)

点検計画の記載について

「1. 点検計画」については以下の方針に従い記載している。

(1) 記載している設備について

点検計画には発電所設備の主要機器として、以下設備を対象に記載している。

- ① 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14に規定する技術基準が適用される設備（性能維持施設）
- ② 廃止措置計画で定める性能維持施設の点検等を考慮して供用する設備

(2) 記載している点検について

点検計画には上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

- ・ 定期事業者検査に係わる点検
- ・ 定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検
- ・ 定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検
- ・ 記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や主要機器以外の機器の点検等）については、「施設管理基本マニュアル」に定めている。

(3) 保全の重要度について

「施設管理基本マニュアル」の考え方に従い、「T1」又は「T2」の何れかで表記している。なお、重要度「T1」の設備については保全方式として予防保全（時間基準保全，状態基準保全）を選定し，事後保全は選定していない。

(4) 保全方式について

保全方式について以下の通り記載している。

- ・ 時間基準保全を採用しているもの：点検頻度
- ・ 状態基準保全を採用しているもの：CBM

(5) 点検頻度について

次の整理により「C」：保全サイクル，「M」：月，「Y」：年，「FY」：年度で表記している。

- ・保全サイクルで管理するものについては，「C」により表記している。
- ・年度管理するものについては，「FY」により表記している。
- ・年管理するものについては，「Y」により表記している。
- ・月管理するものについては，「M」により表記している。
- ・性能維持のための措置を伴わない点検の内，分解・開放点検等の性能維持のための措置を伴う点検と合わせて実施するものについては，「B」により表記している。
- ・点検頻度を定めず使用前に点検を実施するものについては，「使用時点検」と表記している。

(6) 点検時期について

時間基準保全の点検については，点検頻度に応じた時期に実施することとしている。

(7) 状態監視方法の記載について

- ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については，経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術，巡視等）並びにその頻度を備考欄に記載している。
- ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については，保全をより充実する観点で，採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。

(8) 今回の実施計画について

第1保全サイクル中に点検を計画するものに「○」を記載している。

なお，複数の機器や複数の点検項目をまとめて記載した項目にあつては，本保全サイクル中に1つでも点検の計画があれば「○」としている。

(9) 前回の実施時期について

当該点検の前回実績（実施時期）を記載している。

なお，複数の機器や複数の点検項目をまとめて記載した項目にあつては，最新実績を記載している。

目 次

1. 点検計画

機器又は系統名	ページ
原子炉補機冷却系	1/16
補機冷却海水系	1/16
燃料プール冷却浄化系	1/16
燃料取扱装置	2/16
キャスク除染装置	2/16
原子炉建屋クレーン	2/16
燃料貯蔵設備	2/16
換気設備	3/16
プロセスモニタ	5/16
液体廃棄物処理系	5/16
固体廃棄物処理系	10/16
非常用予備電源装置（B系）	14/16
直流電源系	14/16
復水補給水系	14/16
監視機能	15/16
建物	15/16
排気筒	15/16
消火系	16/16
放射線管理用計測装置	16/16
減容装置	16/16
非常用照明	16/16

2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検

機器又は系統名	ページ
対象なし	1/1

1. 点検計画

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数（機器名）	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式または頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回数）	検査名	備考 （ ）内は適用する状態監視方法
原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系 1式	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	原子炉補機冷却系運転状態確認検査（その1）	
	原子炉補機冷却系第二中間ループ循環ポンプ（A）	T 1	分解点検	5 1 M※	○	—	—	※暦月管理
			漏えい試験	B	○	—	—	
	原子炉補機冷却系第二中間ループ循環ポンプ（A）電動機	T 1	分解点検	6 8 M※	—	—	—	※暦月管理 （振動診断 3 M）
			簡易点検（外観点検）	3 4 M※	—	—	—	※暦月管理
	原子炉補機冷却系二次熱交換器（B）	T 2	開放点検	2 0 M※	○	—	—	※暦月管理
			非破壊試験	B	○	—	—	
			漏えい試験	B	○	—	—	
	原子炉補機冷却系二次熱交換器（C）	T 1	開放点検	2 0 M※	○	—	—	※暦月管理
			非破壊試験	B	○	—	—	
			漏えい試験	B	○	—	—	
	補機冷却海水系	補機冷却海水系統	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	原子炉補機冷却系運転状態確認検査（その2）
補機冷却海水ポンプ（C）		T 1	分解点検	3 4 M※	○	—	—	※暦月管理 （振動診断 3 M）
			漏えい試験	B	○	—	—	
補機冷却海水ポンプ（C）電動機		T 1	分解点検	C B M	—	—	—	（振動診断 3 M）
燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系 1式	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	燃料プール冷却浄化系運転機能検査	
	燃料プール冷却浄化系冷却水ポンプ（A）	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	（振動診断 3 M）
			漏えい試験	B	—	—	—	
	燃料プール冷却浄化系冷却水ポンプ（B）	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	（振動診断 3 M）
			漏えい試験	B	—	—	—	
	燃料プール冷却浄化系補給水ポンプ（A）	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	（振動診断 1 C）
燃料プール冷却浄化系冷却水ポンプ（A）電動機	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	（振動診断 3 M）	

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数（機器名）	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系冷却水ポンプ (B) 電動機	T 1	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3 M)
	燃料プール冷却浄化系補給水ポンプ (A) 電動機	T 1	分解点検	1 0 2 M※	-	-	-	※暦月管理
	燃料プール冷却浄化系熱交換器 (A)	T 1	開放点検	C BM	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	燃料プール冷却浄化系熱交換器 (B)	T 1	開放点検	C BM	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器 (B)	T 1	開放点検	C BM	-	-	-	(巡視 1 回/日)
漏えい試験			B	-	-	-		
燃料取扱装置	燃料取替機 1 台	T 1	機能・性能検査	使用時検査	-	-	燃料取替機機能確認検査	
			分解点検	使用前に点検実施	-	-	-	
			簡易点検 (外観点検)	使用時点検	-	-	-	
キャスク除染装置	キャスク除染装置 1 式	T 1	外観点検	使用開始時に点検実施	-	-	-	
			外観検査	使用開始時に検査実施	-	-	キャスク除染装置外観検査	
原子炉建屋クレーン	原子炉建屋クレーン 1 台	T 1	分解点検	1 Y	○	-	-	
			機能・性能検査	1 Y	○	-	原子炉建屋クレーン機能確認検査	
			簡易点検 (外観点検)	1 Y	○	-	-	
燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵ラック 1 式	T 1	外観点検 (ラック上部)	1 7 M※	○	-	-	※暦月管理
			外観検査	1 C	○	-	使用済燃料貯蔵ラック外観検査	
	新燃料貯蔵ラック 1 式	T 1	外観点検 (ラック上部)	使用開始時に点検実施	-	-	-	
			外観検査	使用開始時に検査実施	-	-	新燃料貯蔵施設外観検査	
	使用済燃料貯蔵プール	T 1	外観検査	1 C	○	-	使用済燃料プール外観検査	

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 ()内は適用する状態監視方法
換気設備	換気空調系統 (原子炉設備)	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	換気空調系運転状態確認検査 (その1)	
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系給気ファン (A)	T 1	簡易点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系給気ファン (B)	T 1	簡易点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系給気ファン (C)	T 2	簡易点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気ファン (A)	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M, 潤滑油診断 6 M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気ファン (B)	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M, 潤滑油診断 6 M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系給気ファン (A) 電動機	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系給気ファン (B) 電動機	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系給気ファン (C) 電動機	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M, 赤外線診断 6 M)
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気ファン (A) 電動機	T 1	分解点検	8 5 M※	—	—	—	※暦月管理 (振動診断 3 M)
	原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気ファン (B) 電動機	T 2	分解点検	8 5 M※	—	—	—	※暦月管理 (振動診断 3 M)
	原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン (A)	T 1	簡易点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン (B)	T 2	簡易点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	原子炉建屋付属棟換気空調系排気ファン (A)	T 1	分解点検	1 6 4 M※	○	—	—	※暦月管理
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理
	原子炉建屋付属棟換気空調系排気ファン (B)	T 2	分解点検	1 6 4 M※	—	—	—	※暦月管理
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理
	原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン (A) 電動機	T 1	分解点検	1 7 0 M※	○	—	—	※暦月管理
	原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン (B) 電動機	T 2	分解点検	1 7 0 M※	—	—	—	※暦月管理
	原子炉建屋付属棟換気空調系排気ファン (A) 電動機	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	原子炉建屋付属棟換気空調系排気ファン (B) 電動機	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	換気空調系統 (タービン設備)	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	換気空調系運転状態確認検査 (その2)	
	タービン建屋給気ファン (A)	T 1	分解点検	1 6 4 M※	—	—	—	※暦月管理
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 ()内は適用する状態監視方法
換気設備	タービン建屋給気ファン (B)	T 2	分解点検	1 6 4 M※	—	—	—	※暦月管理
	タービン建屋給気ファン (C)	T 2	分解点検	1 6 4 M※	○	—	—	※暦月管理
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	○	—	—	※暦月管理
	タービン建屋排気ファン (A)	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M, 潤滑油診断 6 M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理
	タービン建屋排気ファン (B)	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M, 潤滑油診断 6 M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理
	タービン建屋排気ファン (C)	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M, 潤滑油診断 6 M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理
	タービン建屋換気空調系給気ファン (A) 電動機	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	タービン建屋換気空調系給気ファン (B) 電動機	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	タービン建屋換気空調系給気ファン (C) 電動機	T 2	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	タービン建屋換気空調系排気ファン (A) 電動機	T 1	分解点検	1 0 2 M※	—	—	—	※暦月管理 (振動診断 3 M)
	タービン建屋換気空調系排気ファン (B) 電動機	T 2	分解点検	1 0 2 M※	—	—	—	※暦月管理 (振動診断 3 M)
	タービン建屋換気空調系排気ファン (C) 電動機	T 2	分解点検	1 0 2 M※	○	—	—	※暦月管理 (振動診断 3 M)
	活性炭希ガス・ホールドアップ装置建屋給気ファン (A)	T 1	簡易点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)
	活性炭希ガス・ホールドアップ装置建屋排気ファン (A)	T 1	分解点検	8 2 M※	○	—	—	※暦月管理
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理
	活性炭希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系給気ファン (A) 電動機	T 1	分解点検	8 5 M※	—	—	—	※暦月管理
	活性炭希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系排気ファン (A) 電動機	T 1	分解点検	8 5 M※	—	—	—	※暦月管理
換気空調系統 (廃棄物処理設備)	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	換気空調系運転状態確認検査 (その3)		
廃棄物処理建屋給気ファン (A)	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)	
		簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理	
廃棄物処理建屋給気ファン (B)	T 1	分解点検	C B M	—	—	—	(振動診断 3 M)	
		簡易点検 (カップリング点検)	7 2 M※	—	—	—	※暦月管理	

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数（機器名）	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式または頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回数）	検査名	備考 （ ）内は適用する状態監視方法
換気設備	廃棄物処理建屋給気ファン（C）	T 2	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2M※	-	-	-	※暦月管理
	廃棄物処理建屋給気ファン（A）電動機	T 1	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)
	廃棄物処理建屋給気ファン（B）電動機	T 1	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)
	廃棄物処理建屋給気ファン（C）電動機	T 2	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)
	廃棄物処理建屋排気ファン（A）	T 1	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2M※	-	-	-	※暦月管理
	廃棄物処理建屋排気ファン（B）	T 1	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2M※	-	-	-	※暦月管理
	廃棄物処理建屋排気ファン（C）	T 2	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)
			簡易点検 (カップリング点検)	7 2M※	-	-	-	※暦月管理
	廃棄物処理建屋排気ファン（A）電動機	T 1	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)
廃棄物処理建屋排気ファン（B）電動機	T 1	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)	
廃棄物処理建屋排気ファン（C）電動機	T 2	分解点検	C BM	-	-	-	(振動診断 3M)	
プロセスモニタ	プロセス放射線モニタ 3台	T 1	特性検査	1 C	○	-	プロセス放射線モニタリング設備 機能確認検査（その1）	
			特性試験	2 7M※	○	-	-	※暦月管理
	プロセス放射線モニタ 4台	T 1	特性検査	1 C	○	-	プロセス放射線モニタリング設備 機能確認検査（その2）	
			特性試験	1 FY	○	-	-	
液体廃棄物処理系	液体廃棄物の廃棄設備	T 1	外観・漏えい検査	1 C	○	-	廃棄物処理設備の貯蔵能力確認検査（その1）	
	高電導度廃液受タンク A	T 1	開放点検	C BM	-	-	-	(巡視 1回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液受タンク B	T 1	開放点検	C BM	-	-	-	(巡視 1回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
非破壊検査			B	-	-	-		

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の 重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
液体廃棄物処理系	高電導度廃液受タンクC	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液受タンクD	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液収集タンクA	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液収集タンクB	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液収集タンクC	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液収集タンクD	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液蒸留水タンクA	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
液体廃棄物処理系	高電導度廃液蒸留水タンク B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液サンプルタンク A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液サンプルタンク B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液貯留槽 A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液貯留槽 B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器加熱器 A	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器加熱器 B	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の 重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 ()内は適用する状態監視方法
液体廃棄物処理系	高電導度廃液系濃縮器加熱器C	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器復水器A	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器復水器B	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器復水器C	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器冷却器A	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器冷却器B	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器冷却器C	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器A (蒸発缶)	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器A (デミスタ)	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器B (蒸発缶)	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器B (デミスタ)	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器C (蒸発缶)	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	高電導度廃液系濃縮器C (デミスタ)	T 1	開放点検	1 2 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
高電導度廃液系脱塩塔A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1回/日)	
		漏えい試験	B	-	-	-		

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
液体廃棄物処理系	高電導度廃液系脱塩塔B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	低電導度廃液受タンクA	T 1	開放点検	1 5 F Y	○	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	低電導度廃液受タンクB	T 1	開放点検	1 5 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	低電導度廃液受タンクC	T 1	開放点検	1 5 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	低電導度廃液収集槽A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	低電導度廃液収集槽B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	低電導度廃液系補助ろ過装置	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	低電導度廃液系脱塩塔A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	低電導度廃液系脱塩塔B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
低電導度廃液サンプル槽A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)	
		漏えい試験	B	-	-	-		
		非破壊検査	B	-	-	-		

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
液体廃棄物処理系	低電導度廃液サンプル槽B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	除染廃液受タンク A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	除染廃液受タンク B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	シャワードレン受タンク	T 1	開放点検	7 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	シャワードレン収集タンク A	T 1	開放点検	1 0 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	シャワードレン収集タンク B	T 1	開放点検	1 0 F Y	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
	シャワードレンろ過器 A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	シャワードレンろ過器 B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
漏えい試験			B	-	-	-		
固体廃棄物処理系	固体廃棄物の廃棄設備	T 1	外観・漏えい検査	1 C	○	-	廃棄物処理設備の貯蔵能力確認検査 (その2)	
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
固体廃棄物処理系	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	原子炉冷却材浄化系逆洗受タンク	T 1	開放点検	使用時点検	-	-	-	
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	燃料プール冷却浄化系逆洗受タンク	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	復水浄化系逆洗受タンク	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	復水浄化系沈降分離槽 A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	復水浄化系沈降分離槽 B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	復水浄化系沈降分離槽 C	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	復水浄化系沈降分離槽 D	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	復水浄化系使用済樹脂受タンク	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
漏えい試験			B	-	-	-		
使用済樹脂槽 A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)	
		漏えい試験	B	-	-	-		

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の 重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 ()内は適用する状態監視方法
固体廃棄物処理系	使用済樹脂槽 B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	濃縮廃液タンク A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	濃縮廃液タンク B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	濃縮廃液タンク C	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	固体廃棄物の廃棄設備	T 1	機能・性能検査	1 F Y	○	-	プラスチック固化装置運転状態確認検査	
	濃縮廃液供給タンク	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	使用済樹脂供給タンク A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	
	使用済樹脂供給タンク B	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
			非破壊検査	B	-	-	-	

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の 重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
固体廃棄物処理系	乾燥機 A	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	雑固体廃棄物焼却設備	T 1	機能・性能検査	1 F Y	○	-	雑固体廃棄物焼却設備機能検査	
	空気予熱器	T 1	開放点検	1 2 M※	○	-	-	※暦月管理
			漏えい試験	B	-	-	-	
	焼却炉	T 1	開放点検	1 2 M※	○	-	-	※暦月管理
			漏えい試験	B	-	-	-	
	1次セラミックフィルタA	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	1次セラミックフィルタB	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	1次セラミックフィルタC	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	1次セラミックフィルタD	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	2次セラミックフィルタA	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	2次セラミックフィルタB	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
			漏えい試験	B	-	-	-	
	2次セラミックフィルタC	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)
漏えい試験			B	-	-	-		

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数（機器名）	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式または頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回数）	検査名	備考 （ ）内は適用する状態監視方法	
固体廃棄物処理系	2次セラミックフィルタD	T 1	開放点検	C B M	-	-	-	(巡視 1 回/日)	
			漏えい試験	B	-	-	-		
	排ガスプロア	T 1	分解点検	2 F Y	-	-	-		
			漏えい試験	B	-	-	-		
	排ガス補助プロア	T 1	分解点検	3 F Y	○	-	-		
			漏えい試験	B	-	-	-		
排気筒	T 1	内部目視	3 F Y	○	-	-			
非常用予備電源装置 (B系)	非常用ディーゼル発電機 (B)	T 1	機能・性能検査	1 C	○	-	ディーゼル発電機運転性能検査		
	非常用ディーゼル発電機 (B)	T 1	分解点検	1 3 6 M※	-	-	-	※暦月管理	
			簡易点検 (外観点検)	3 4 M※	○	-	-	※暦月管理	
	非常用ディーゼル機関 (B) ピストン、ピストン連接棒、クランク軸	T 1	分解点検	2 0 9 M※	○	-	-	※暦月管理	
	非常用ディーゼル機関 (B) 給気弁、排気弁、シリンダヘッド 1 8 組(全数)	T 1	分解点検	1 1 7 M※	○	-	-	※暦月管理	
	非常用ディーゼル機関 (B) 燃料弁 1 8 台	T 1	分解点検	4 2 M※	○	-	-	※暦月管理	
	非常用ディーゼル機関 (B) 軸受 1 0 台 (全数)	T 1	分解点検	2 0 9 M※	○	-	-	※暦月管理	
	非常用ディーゼル機関 (B) 燃料噴射ポンプ 1 8 台 (全数)	T 1	分解点検	2 0 9 M※	○	-	-	-	※暦月管理
			漏えい試験	B	○	-	-	-	
	非常用ディーゼル機関 (B) シリンダ安全弁 1 8 台	T 1	簡易点検	4 2 M※	○	-	-	※暦月管理	
非常用ディーゼル機関 (B) クランク室安全弁 9 台	T 1	分解点検	1 7 0 M※	-	-	-	※暦月管理		
直流電源系	直流 1 2 5 V 蓄電池 (B系) 6 0 セル	T 1	機能・性能検査	1 C	○	-	蓄電池運転性能検査		
	直流 1 2 5 V 蓄電池 (B系) 6 0 セル	T 1	簡易点検 (外観点検)	6 M※	○	-	-	※暦月管理	
復水補給水系	復水貯蔵タンク	T 1	外観検査	1 C	○	-	復水貯蔵タンク外観検査		
			開放点検	1 7 0 M※	-	-	-	※暦月管理	
			漏えい試験	B	-	-	-		

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数（機器名）	保全の重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 ()内は適用する状態監視方法
監視機能	プロセス計器 1式	T 1	特性検査	1 C	○	-	監視機能確認検査	
			特性試験	2 7 M※	○	-	-	※暦月管理
	エリア放射線モニタ 8台	T 1	特性検査	1 C	○	-	エリア放射線モニタリング設備機能確認検査（その2）	
			特性試験	1 F Y	○	-	-	
	エリア放射線モニタ 9台	T 1	特性検査	1 C	○	-	エリア放射線モニタリング設備機能確認検査（その1）	
			特性試験	2 7 M※	○	-	-	※暦月管理
建物	建物 1式	T 1	外観検査	2 Y	○	-	建物外観検査	
	コントロール建屋（鉄筋コンクリート）	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	原子炉格納容器外周の壁	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	原子炉建屋原子炉棟	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	原子炉建屋付属棟	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	原子炉建屋（鉄骨）	T 1	鋼材劣化	2 Y	○	-	-	
	原子炉建屋（エアロック扉）	T 1	分解点検 機能・性能試験	1 F Y	○	-	-	
	原子炉建屋避雷設備	T 1	外観点検	1 F Y	○	-	-	
	タービン建屋	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	サービス建屋	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	廃棄物処理建屋	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋	T 1	・ひび割れ ・表面劣化	2 Y	○	-	-	
排気筒	排気筒（筒身）	T 1	外観点検	1 F Y	○	-	排気筒外観検査	

福島第二原子力発電所 第3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保全の 重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
消火系	消火装置 1式	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	消火装置機能確認検査	
	火災報知設備	T 1	機能・性能検査	1 Y	○	—	—	
	消火栓設備	T 1	機能・性能検査	1 Y	○	—	—	
	炭酸ガス消火設備	T 1	機能・性能検査	1 Y	○	—	—	
	泡消火設備	T 1	機能・性能検査	1 Y	○	—	—	
	消火器消火設備	T 1	機能・性能検査	1 Y	○	—	—	
放射線管理用計測装置	退出モニタ 1式	T 1	外観検査 特性検査 機能・性能検査	1 3 M※	○	—	—	※暦月管理
			外観検査 機能・性能検査	1 C	○	—	出入管理関係設備機能確認検査	
	線源校正装置 1式	T 1	外観検査 特性検査 機能・性能検査	1 3 M※	○	—	—	※暦月管理
			外観検査 機能・性能検査	1 C	○	—	放射線計測器の校正設備機能確認 検査	
減容装置	減容装置	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	減容装置運転状態確認検査	
			分解点検	5 6 M※	—	—	—	※暦月管理
			簡易点検	C B M	—	—	—	(運転時/回)
非常用照明	非常用照明 1式	T 1	機能・性能検査	1 C	○	—	非常用照明機能確認検査	
			機能・性能試験	1 Y	○	—	—	

2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検

機器又は系統名	実施数 (機器名)	保安の 重要度	点検及び試験項目	保全方式 または頻度	今回の 実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備 考 () 内は適用する状態監視方法
対象なし	-	-	-	-	-	-	-	

添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）

目 次

1. 定期事業者検査の判定方法	1
-----------------	---

表-1 検査の方法の考え方について

1. 定期事業者検査の判定方法

(1) 定期事業者検査の実施における考え方

定期事業者検査の実施にあたっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに伴い表-1に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。

また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。

定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に定期事業者検査を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とする。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、定期事業者検査期間中に実施する検査の最短の間隔である13ヶ月（定期事業者検査終了からの期間）とする。

表－１ 検査の方法の考え方について

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 第56条	検査の方法	
① 開放，分解，非破壊検査そ の他の各部の損傷，変形， 摩耗及び異常の発生状況を 確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解，開放した状態でき裂，変形，摩 耗等の有無を目視等により確認する。
	外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又は その形跡，き裂，変形等の有無を目視等により 確認する。
	非破壊検査	放射線透過試験，超音波探傷試験，磁粉探傷試 験，浸透探傷試験，過流探傷試験，目視試験等 により，機器等の内外表面及び内部欠陥の有無 等を確認する。
	漏えい（率）検査	系統及び機器等の点検完了後，所定の圧力にお いて耐圧試験等を行い，著しい漏えいの有無又 は漏えい率 ^{※1} を確認する。
② 試運転その他の機能及び作 動の状況を確認するために 十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測 定 ^{※2} ，校正，設定値確認検査等を行い，機器等 の特性を確認する。
	機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後，作動試験，試運 転およびインターロック試験等を行い，機器単 体又は系統の機能・性能等を確認する。
	総合性能検査	各設備の点検完了後に，定格出力近傍で発電用 原子炉施設の運転を行い，各発電用原子炉施設 の運転状態が正常であること及び各種パラメー タが妥当な値であることを確認する。

※1 漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※2 絶縁抵抗測定には、「①開放，分解，非破壊検査その他の各部の損傷，変形，摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は点検計画（添付書類三 別紙）のとおり。

添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二，三，四）からの変更内容

1. 添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

なし

2. 添付書類三 施設管理の実施に関する計画

なし

3. 添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）

なし

添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二及び三）についての
評価結果（保全の有効性評価の結果に関する説明書）

1. 保全の有効性評価の結果に関する説明書

なし

添付書類七 定期事業者検査の判定方法（一定の期間に限る）を変更した場合の
実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第五十六条第三項
各号の事項について

1. 定期事業者検査の判定方法（一定の期間に限る）を変更

なし